

ITOKI DESIGN HOUSE

第76回

定時株主総会 招集ご通知

株式会社イトーキ

証券コード:7972



明日の「働く」を、**デザインする。**

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |



開催日時

2026年3月25日(水曜日)
午前10時(開場時間午前9時)



開催場所

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号
当社 大阪ショールーム
9階ホール

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



ご挨拶

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに、第76回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

中期経営計画「RISE TO GROWTH 2026」の2年目となる第76期（2025年度）は、売上高・営業利益ともに過去最高を更新し、ROEも17.7%へと改善、これにより、本計画で掲げた主要指標の多くを、ほぼ1年前倒しで達成することができました。

主力であるワークプレイス事業においては、人的資本投資を意識した職場環境の改善ニーズが大都市圏からローカル企業、そして、工場などに広まりをみせ、リニューアル需要が順調に拡大しました。また、イトーキの次なる成長のエンジンと位置付けている、データ活用によって最適な働き方やオフィス空間を実現する「Office 3.0」領域でも、新たなソリューションの提供やさらなるAI活用を見据えた開発を進めるなど、ストック型ビジネスの確立に向けた歩みを強化しました。

中期経営計画の最終年度となる2026年度は、人的資本経営の浸透を背景に、人材確保や生産性向上の観点からオフィス投資需要が引き続き底堅く推移すると見込んでいます。このような経営環境の下、引き続き重点戦略「7Flags」に基づき、ワークプレイス事業では高付加価値提案の更なる強化を、設備機器・パブリック事業では研究施設・物流施設を中心とした商品・サービスの拡充を進め、各施策の深化を図ってまいります。

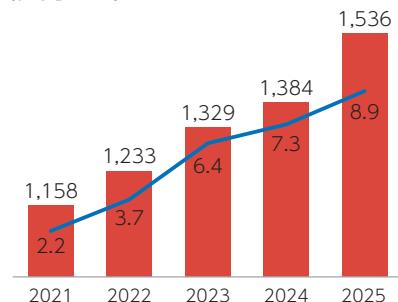
株主の皆さまにおかれましては引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 湊 宏司

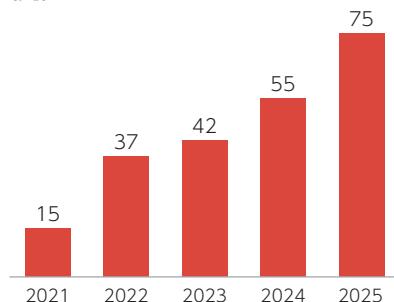
持続的な成長力を高める

RISE TO GROWTH 2026

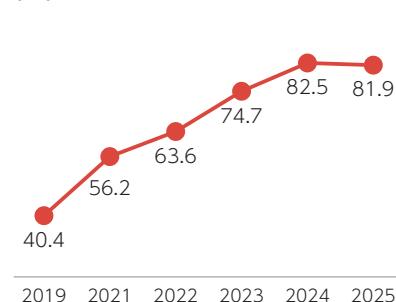
売上高・営業利益率
(億円、%)



1株当たり年間配当金
(円)



従業員エンゲージメントスコア
(%)



※重要指標「誇り」への肯定回答割合
2020年はコロナの影響で未実施

7Flags

2025年実施事項

① Office1.0／2.0領域

- 地方都市リニューアル深耕、工場案件の獲得、デザイン価値体験によるブランド力強化、エンジニアリング力の強化（工事・施工）

② Office3.0領域

- オフィス3.0の認知度向上と営業体制の強化
- OFFICE A/BI PLATFORMの構築、強化

③ 専門施設領域

- ダルトン経営改革の推進、新市場への製品投入（薬剤自動ピッキングシステム）
- AIを活用した予知保全システムの開発、開発体制の強化（専門人材）

④ 高収益化

- ERP（SCMシステム）の導入（2025年6月稼働）
- 関西物流センターの稼働、生産再編の実行・展開、製造・仕入原価の低減

⑤ グループシナジー

- グループ会社間での機能連携や再編、内製化対応によるコストダウンの実施（グループ外キャッシュアウト削減額34億円）

⑥ 人的資本

- 従業員エンゲージメント81.9%
- 女性管理職比率14.3%（2026年1月時点）

⑦ 財務戦略

- 配当性向39.4%
- 格付A-の維持、社債の発行

証券コード 7972
2026年3月6日
(電子提供措置の開始日 2026年3月3日)

株主各位

大阪府中央区淡路町一丁目6番11号

株式会社イトーキ

代表取締役社長 湊 宏 司

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.itoki.jp/ir/stockholder/notification.html>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択ください。



なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



〔書面により議決権を行使される場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
2026年3月24日（火曜日）午後5時45分まで
に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。



〔電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合〕

後記6頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」に従って、
2026年3月24日（火曜日）午後5時45分まで
に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日時	2026年3月25日（水曜日）午前10時（開場時間午前9時）
2	場所	大阪府中央区淡路町一丁目6番11号 当社大阪ショールーム9階ホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3	目的事項	<p>報告事項 1. 第76期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第76期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役8名選任の件</p> <p>第3号議案 補欠監査役1名選任の件</p>
4	招集にあたっての その他 決定事項	<p>(1) 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。</p> <p>(2) 書面と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。</p> <p>(3) 電磁的方法（インターネット等）によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。</p> <p>(4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。</p>

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

○電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



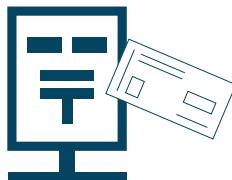
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年3月25日(水曜日)
午前10時(開場:午前9時)

株主総会にご出席いただけない場合

書面



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(同封の「記載面保護シール」をご利用ください。)

インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォン



- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください(ID・パスワードのご入力不要です)。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

① 同封の議決権行使書用紙の右下にログインQRコード®が記載されています。

② スマホのQRコード®読み取りアプリを起動します。
※読み取りアプリは事前にインストールをお願いいたします。

③ ログインQRコード®にスマホをかざして読み取ります。
※アプリの指示に従ってください。

④ 「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

行使期限

2026年3月24日(火曜日) 午後5時45分行使分まで

詳細は次ページをご覧ください

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

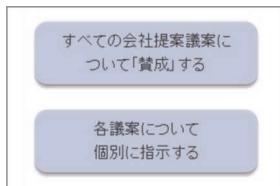
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

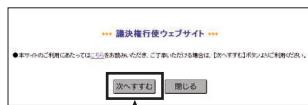
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使で
操作方法などがご不明な場合は、
右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

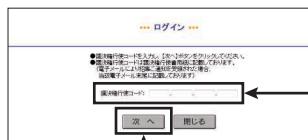
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

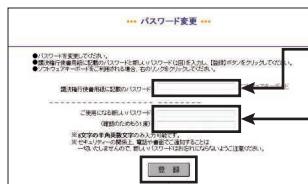
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては経営の重点政策のひとつとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様へに継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の経営環境等を勘案いたしまして、株主の皆様への利益還元として、配当を1株当たり75円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金75円
総額3,705,588,825円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年3月26日

第2号議案

取締役8名選任の件

取締役山田匡通、湊宏司、品田潤生、山村善仁、似内志朗、坂東眞理子、川寄靖之、田中俊恵の8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	<small>みなと</small> 湊 <small>こうじ</small> 宏司	再任	代表取締役社長	16回／17回
2	<small>やまむら</small> 山村 <small>よしひと</small> 善仁	再任	取締役常務執行役員 人事総務本部長	13回／13回
3	<small>たなか</small> 田中 <small>ゆみ</small> 有美	新任	常務執行役員 経営企画本部長	-
4	<small>ひぐち</small> 樋口 <small>そういちろう</small> 聡一郎	新任	執行役員 コーポレートガバナンス本部長	-
5	<small>にたない</small> 似内 <small>しろう</small> 志朗	再任 社外 独立役員	社外取締役	17回／17回
6	<small>ばんどう</small> 坂東 <small>まりこ</small> 眞理子	再任 社外 独立役員	社外取締役	17回／17回
7	<small>かわさき</small> 川寄 <small>やすゆき</small> 靖之	再任 社外 独立役員	社外取締役	13回／13回
8	<small>たなか</small> 田中 <small>としえ</small> 俊恵	再任 社外 独立役員	社外取締役	13回／13回

(注) 山村善仁、川寄靖之、田中俊恵の3氏は、2025年3月26日開催の第75回定時株主総会において新たに取締役に就任したため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者番号

1 湊

宏司 (みなと こうじ)

再任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1994年4月	日本電信電話株式会社 (NTT) 入社	2015年6月	同社 執行役員 社長室長
2008年7月	サン・マイクロシステムズ株式会社 入社	2018年8月	同社 執行役 副社長 最高執行責任者 (COO)
2010年6月	日本オラクル株式会社 カスタマーサポート統括 (サン・マイクロシステムズ株式会社との経営統合)	2019年8月	同社 取締役 執行役 副社長 最高執行責任者 (COO)
		2021年9月	当社入社 顧問
		2022年3月	当社代表取締役社長 (現)

取締役候補者とした理由

湊 宏司氏は、2022年より代表取締役社長として当社および当社グループの指揮を執り、強いリーダーシップを発揮しております。これまでの豊富な経験と高い見識を活かし、当社の構造改革プロジェクトおよび事業戦略高度化を推進するとともに、企業価値の向上に貢献しております。当社の経営に関する重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補となりました。

- 生年月日
1970年5月21日
- 所有する当社株式の数
117,752株
- 取締役会出席状況 (2025年度)
16回/17回

候補者番号

2 山村

善仁 (やまむら よしひと)

再任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1990年11月	旧株式会社イトーキ入社	2019年1月	当社執行役員営業本部関西支社長
2005年6月	株式会社メディカル経営研究センター (社長) 出向	2021年1月	当社執行役員人事本部長
2013年1月	当社営業本部関西支社大阪支店長	2023年1月	当社常務執行役員人事本部長
2017年1月	当社営業本部関西支社長	2025年3月	当社取締役常務執行役員人事本部長
		2026年1月	当社取締役常務執行役員人事総務本部長 (現)

取締役候補者とした理由

山村善仁氏は、当社営業部門および人事部門の重要なポジションを歴任し、当社グループ会社の経営経験があるなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に関する重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たすとともに、当社および当社グループの持続的成長と企業価値向上に貢献しており、引き続き取締役の候補となりました。

- 生年月日
1964年7月6日
- 所有する当社株式の数
40,878株
- 取締役会出席状況 (2025年度)
13回/13回

候補者番号

3 田中 有美

(たなか ゆみ)

新任



- 生年月日
1971年1月16日
- 所有する当社株式の数
8,600株
- 取締役会出席状況 (2025年度)
—

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1994年 4月	丸紅自動車販売株式会社入社	2021年 1月	カナダ日産自動車会社
2001年 8月	UBS証券株式会社入社		販売金融部門 Vice President Operations
2003年10月	日産自動車株式会社入社	2023年 6月	株式会社日産フィナンシャルサー ビス
2010年 7月	欧州日産自動車会社 財務部マネージャー		取締役 執行役員 副社長
2014年 4月	日産自動車株式会社 財務部主管	2025年 2月	当社入社 常務執行役員管理本部長
2015年 4月	東風日産汽車金融有限公司 最高財務責任者(CFO)、Vice President	2026年 1月	当社常務執行役員経営企画本部長 (現)

取締役候補者とした理由

田中有美氏は、大手自動車メーカーにおいて主に財務分野のグローバルキャッシュマネジメント、金融分野で実績を上げ、当社に常務執行役員管理本部長として入社する直前まで、国内外の自動車販売金融会社の経営に携わっており、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の事業の収益力強化のための構造改革と、財務基盤の一層の強化を推し進めるため、新たに取締役の候補としました。

候補者番号

4 樋口 聡一郎

(ひぐち そういちろう)

新任



- 生年月日
1974年4月5日
- 所有する当社株式の数
1,390株
- 取締役会出席状況 (2025年度)
—

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1999年 1月	セイコーエプソン株式会社入社	2023年 8月	当社入社 管理本部リスク管理統括部長
2014年 4月	同社 法務部課長	2024年 1月	当社管理本部法務統括部長
2017年 8月	Epson(China) Co., Ltd. 総監	2024年 4月	当社コーポレートガバナンス本部長
2019年10月	セイコーエプソン株式会社 コーポレートガバナンス部部长	2024年 7月	当社執行役員コーポレートガバ ンス本部長 (現)
2020年10月	セイコーエプソン株式会社 法務・コーポレートガバナンス部部长		

取締役候補者とした理由

樋口聡一郎氏は、大手精密機器メーカーにおいて法務・リスク管理分野の重要なポジションを海外も含めて歴任しており、当社入社後も同分野の重要なポジションを担うなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社のコーポレート・ガバナンスの一層の実効性向上と法務体制の強化を推し進めるため、新たに取締役候補としました。

候補者番号 **5** 似内 志朗 (にたない しろう)

再任

社外

独立役員



- 生年月日
1958年8月7日
- 所有する当社株式の数
8,335株
- 取締役会出席状況 (2025年度)
17回/17回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	郵政省入省	2019年5月	ファシリティデザインラボ代表 (現)
2005年4月	日本郵政公社 (現日本郵政株式会社) 経営企画部門事業開発部長		筑波大学客員教授 (現)
2009年10月	同社 不動産部門不動産企画部長	2020年3月	東洋大学兼任講師 (現)
2018年4月	日本郵政不動産株式会社 プロジェクト推進部長 (兼務)		当社社外取締役 (現)

重要な兼職の状況

ファシリティデザインラボ代表

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

似内志朗氏は、会社経営やファシリティデザインに関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に対し有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。引き続き社外取締役の候補としました。

候補者番号 **6** 坂東 真理子 (ばんどう まりこ)

再任

社外

独立役員



- 生年月日
1946年8月17日
- 所有する当社株式の数
5,924株
- 取締役会出席状況 (2025年度)
17回/17回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1969年7月	総理府入府	2014年4月	学校法人昭和女子大学理事長
1985年10月	内閣総理大臣官房参事官	2016年7月	学校法人昭和女子大学総長 (現)
1989年7月	総務庁統計局消費統計課長	2017年6月	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
1994年7月	内閣総理大臣官房男女共同参画室長		社外取締役
1995年4月	埼玉県副知事	2019年7月	公益財団法人東京学校支援機構 (現 公益財団法人東京都教育支援機構) 理事長 (現)
1998年6月	在オーストラリア連邦ブリスベン 日本国総領事	2019年12月	株式会社三菱総合研究所社外取締役 (現)
2001年1月	内閣府男女共同参画局長	2023年3月	当社社外取締役 (現)
2003年10月	学校法人昭和女子大学理事		
2007年4月	学校法人昭和女子大学学長		

重要な兼職の状況

学校法人昭和女子大学 総長
公益財団法人東京都教育支援機構 理事長
株式会社三菱総合研究所 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

坂東真理子氏は、行政・教育分野における豊富な経験と高い見識を有しております。当該経験および見識を活かし、特にダイバーシティ推進や人材育成について専門的な観点から有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。引き続き社外取締役の候補としました。同氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

候補者番号

7 川 寄 靖 之 (かわさき やすゆき)

再任

社外

独立役員



- 生年月日
1959年4月30日
- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役会出席状況 (2025年度)
13回/13回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行	2017年6月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役副社長
2009年4月	同行執行役員	2018年4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ副会長
2012年4月	同行常務執行役員		株式会社三井住友銀行副会長
2013年4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員	2020年5月	S M B C 日興証券株式会社代表取締役兼副社長執行役員
2014年4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員	2021年4月	S M B C 日興証券株式会社代表取締役会長
	株式会社三井住友銀行専務執行役員	2021年6月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役
2015年4月	株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員	2024年4月	S M B C 日興証券株式会社特別顧問（現）
2017年4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員	2024年6月	ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役（現）
	株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員	2025年3月	当社社外取締役（現）

重要な兼職の状況

ハウス食品グループ本社株式会社 社外取締役 監査等委員
S M B C 日興証券株式会社 特別顧問

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

川寄靖之氏は、金融機関において企業経営に長く従事した経験から、企業経営者としての豊富な経験を有しており、企業経営に関して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点から経営監視の役割を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

8 田中 俊恵 (たなか としえ)

再任

社外

独立役員



- 生年月日
1965年10月19日
- 所有する当社株式の数
335株
- 取締役会出席状況 (2025年度)
13回/13回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年 4月	警察庁入庁	2021年 9月	千葉県警察本部長
2013年 8月	岩手県警察本部長	2023年 8月	警視庁副総監
2015年 1月	警察庁刑事局捜査第一課長	2024年 4月	警察大学校長
2016年 5月	警察庁長官官房会計課長	2024年 8月	警察庁退職
2018年 1月	警視庁交通部長	2025年 3月	当社社外取締役 (現)
2019年 3月	警察大学校国際警察センター所長 兼警察庁長官官房審議官 (国際担当)	2025年 6月	総合警備保障株式会社 (現 ALSOK株式会社) 社外監査役 (現)
2020年 1月	内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官 兼大臣官房審議官 (共生社会政策担当)		
2020年 8月	内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補付 (内閣官房東京オリンピック競技大会・ パラリンピック競技大会推進本部事務局 セキュリティ推進統括官))		

重要な兼職の状況

ALSOK株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

田中俊恵氏は、長年警察行政に携わっており、行政全般、大規模組織の運営および国内外リスク管理等に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。それらに基づく専門的見地および客観的立場から、業務執行に関する助言および意見をいただくことを期待し、当社グループのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよびリスク管理の一層の強化のため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 坂東眞理子氏は、学校法人昭和女子大学総長であり、当社又は当社の主要な子会社と学校法人昭和女子大学との間には取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。
川崎靖之氏は、SMBC日興証券株式会社特別顧問であり、当社又は当社の主要な子会社とSMBC日興証券株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、同氏はハウス食品グループ本社株式会社社外取締役であり、当社又は当社の主要な子会社とハウス食品グループ本社株式会社およびその子会社であるハウス食品株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。
田中俊恵氏は、ALSOK株式会社社外監査役であり、当社又は当社の主要な子会社とALSOK株式会社およびそのグループ会社との間には取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。
その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 似内志朗、坂東眞理子、川崎靖之および田中俊恵の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 似内志朗氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年、坂東眞理子氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年、川崎靖之氏および田中俊恵氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

4. 当社は、似内志朗、坂東眞理子、川崎靖之および田中俊恵の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。4氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者の任期途中である2027年1月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 当社は、似内志朗、坂東眞理子、川崎靖之および田中俊恵の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 川崎靖之氏は、2021年4月より2024年4月まで、SMB C日興証券株式会社代表取締役会長に就任しており、また、2021年6月より2024年6月まで、株式会社三井住友フィナンシャルグループの取締役に就任しておりました。同氏の在任中、SMB C日興証券株式会社および株式会社三井住友フィナンシャルグループは、SMB C日興証券株式会社の元役員が金融商品取引法第159条第3項に違反した事態に関して2022年10月に金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けました。また、SMB C日興証券株式会社は同事態に関して2023年2月に東京地方裁判所より有罪判決を受け、同判決が確定しております。2022年10月、SMB C日興証券株式会社および株式会社三井住友フィナンシャルグループは、SMB C日興証券株式会社と株式会社三井住友銀行の役員の間で非公開情報を授受した事態に関して、金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けました。同氏は、上記事態が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。事態判明後は、法令順守の徹底や再発防止策の指示など、その職責を果たしておりました。SMB C日興証券株式会社と株式会社三井住友フィナンシャルグループは、2022年11月に改善計画を策定し、公表いたしました。

(ご参考) 当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」は、次のとおりです。

1. 現在または過去10年間に於いて当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者でないこと
2. 当社の現在の主要な株主（総議決権の10%以上を保有する株主）またはその業務執行者でないこと
3. 当社の主要な取引先（年間取引額が、当社連結売上高の2%を超える取引先または年間仕入額が当該会社の連結売上高の2%を超える仕入先）の業務執行者でないこと
4. 当社の主要な借入先（年間借入額が、当社総資産の2%を超える金融機関）の業務執行者でないこと
5. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家でないこと

●取締役会メンバーのスキル・マトリックス（予定）

第2号議案が承認された場合における取締役および監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

		氏名	企業 経営	財務・ 会計	法務・ リスク 管理	国際性	営業	生産・ 研究開発	人材 開発	ESG	DX
取締役	社内	湊 宏司	●			●	●			●	●
		山村 善仁	●				●		●		
		田中 有美	●	●		●					
		樋口 聰一郎			●	●				●	
	社外	似内 志朗						●		●	
		坂東 真理子	●						●	●	
		川崎 靖之	●	●	●	●					
		田中 俊恵			●				●	●	
監査役	常勤	船原 英二					●		●		
		森谷 仁昭		●	●	●			●		
	社外	石原 修			●				●		
		白畑 尚志		●	●						

●スキルの選定理由

スキル項目	選定理由
企業経営	事業環境が大きく変化する中、長期的な視点でビジネス変革をリードし、イトーキグループの経営を監督する役割を適切に果たすためにCEOまたはCOO等の経営経験を重要と捉え、スキル項目に選定しました。
財務・会計	事業の成長性と収益性を評価し、財務の健全性を維持しつつ、高い資本効率を実現するために、財務・会計に関する幅広い知識・経験を有することを重要と捉え、スキル項目に選定しました。
法務・リスク管理	経営上のリスクを的確に認識し、合法かつ会社に有益な判断を行うために、法務やリスク管理、コンプライアンスに対して幅広い知識・経験を有することを重要と捉え、スキル項目に選定しました。
国際性	イトーキグループの国際的な事業活動をリードするために、海外での事業マネジメント経験や現地の事業環境などに豊富な知識・経験を有することを重要と捉え、スキル項目に選定しました。
営業	営業リソースの拡充やDXを通じた新たな販売活動により、ビジネス変革をリードするために、営業・マーケティングに関する豊富な知識・経験を有することを重要と捉え、スキル項目に選定しました。
生産・研究開発	グループ生産供給体制の再編による生産効率の向上、高収益化を実現し、ビジネス変革をリードするために、製造開発に関する豊富な知識・経験を有することを重要と捉え、スキル項目に選定しました。
人材開発	社員一人ひとりがやりがいを持ってイキイキと働き、キャリアに応じた能力を最大限に発揮できるように、人材開発分野での幅広い知識・経験を有することを重要と捉え、スキル項目に選定しました。
ESG	企業や社会が抱えるさまざまなリスクの事前回避や機会への迅速な対応ができるように、企業が果たすべき責任である「ESG」「SDGs」についての幅広い知識を有することを重要と捉え、スキル項目に選定しました。
DX	DX・AIを活用した新たな販売活動やビジネスの変革を強力に推し進め、さまざまな企業や社会の課題解決に取り組むために、DX・AIへの幅広い知識・経験を有することを重要と捉え、スキル項目に選定しました。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。この決議の効力は、次回の定時株主総会が開催されるまでの間といたします。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

小山 充義 (こやま みつよし)

● 生年月日 1962年8月10日	略歴、地位および重要な兼職の状況	
● 所有する当社株式の数 0株	1981年4月 東京国税局入局	2015年7月 石田税務会計事務所勤務
	1994年7月 東京国税局調査四部	2015年9月 税理士登録(現)
	2000年1月 国税庁法人課税課	小山税理士事務所開設(現)
	2005年7月 金融庁検査局	2016年6月 第一実業株式会社社外監査役
	2012年7月 沖縄国税事務所国税訟務官	2022年12月 ホテルマネージメントインターナショナル株式会社社外監査役(現)
	2014年7月 東京国税局国税訟務官	2023年1月 当社社外監査役
		2025年6月 第一実業株式会社社外取締役(監査等委員)(現)
	重要な兼職の状況	
	ホテルマネージメントインターナショナル株式会社 社外監査役	
	第一実業株式会社 社外取締役 監査等委員	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小山充義氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 小山充義氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての専門的な知識や他社の社外監査役としての経験を当社の監査体制に反映していただくためであります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。小山充義氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより同氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。小山充義氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより社外監査役に就任する場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 小山充義氏が社外監査役に就任する場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各企業の業績や雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調にあるものの、中国経済の先行き懸念、米国の通商政策の影響、金利引き上げによる資金調達コスト増、原材料・物流費の高騰など、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループは中期経営計画「RISE TO GROWTH 2026」の2年目となる当連結会計年度において、重点戦略7Flagsに基づいた各種施策を推進、持続的な成長力を高めるため、新しい働き方やその働き方を実装するオフィス空間の提案、価値向上に重点を置いた営業活動の展開などにより、一層の売上・利益の拡大を図ってまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比11.0%増の1,536億82百万円となり、4期連続の増収、過去最高の売上高となりました。営業利益は、増収効果及び提供価値の向上による利益率の改善などにより、前連結会計年度比35.8%増の136億85百万円となり、6期連続の増益、3期連続で過去最高益を更新しました。経常利益は、前連結会計年度比37.3%増の137億39百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比30.6%増の93億82百万円となり、5期連続の増益、4期連続で過去最高益を更新しました。

事業報告

事業別の概況は次のとおりであります。

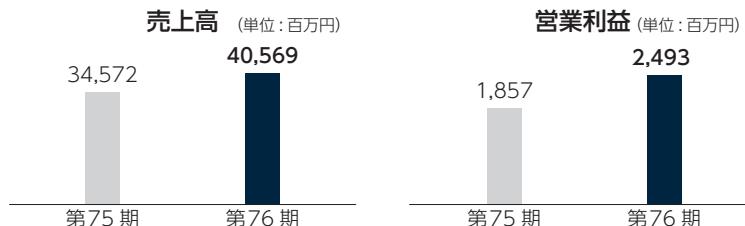
ワークプレイス事業



ワークプレイス事業につきましては、ハイブリッドな新しい働き方にあわせてリニューアル案件を中心に好調に推移し、増収効果及び提供価値の向上による利益率改善等により、増収増益となりました。

その結果、当事業は売上高1,115億30百万円（前連結会計年度比9.1%増）、営業利益109億98百万円（前連結会計年度比36.7%増）となりました。

設備機器・パブリック事業



設備機器・パブリック事業につきましては、物流施設向け設備における資材高騰を背景とした着工・竣工遅れの影響はあるものの、研究施設向け設備が好調に推移し、増収効果及び利益率改善等により、増収増益となりました。

その結果、当事業は売上高405億69百万円（前連結会計年度比17.3%増）、営業利益24億93百万円（前連結会計年度比34.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は6,126百万円であります。主な内訳は営業拠点の改修、生産力効率化に伴う機械装置の新設、各種システム基盤への投資等であります。

(3) 資金調達の状況

長期の運転資金のためシンジケーション方式によるタームローン契約（総額84億70百万円）を締結しております。また、社債（総額50億円）を発行しております。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、人的資本経営の浸透を背景に、人材確保や生産性向上の観点からワークプレイスへの投資需要が底堅く推移することが見込まれる一方、円安の長期化や原材料・物流費の高騰、地政学リスク、通商政策の変化、サイバー攻撃等により、需要動向や供給体制、コスト構造を含む事業環境の不確実性が高まる可能性があります。このような環境下において、当社は中期経営計画「RISE TO GROWTH 2026」に基づき、重点戦略「7Flags」およびESG戦略を一体で推進し、施策の深化と実行力の強化を最終年度の重要課題と捉えながら取組みを進めてまいります。具体的には、ワークプレイス事業における高付加価値提案・サービスの強化、設備機器・パブリック事業における研究施設・物流関連等を中心とした商品・サービスの拡充を進めるとともに、価格適正化や、調達・供給体制の強化、業務効率化、リスク管理・BCPの徹底等により、外部環境変化が業績に与える影響の最小化を図ります。加えて、グループ横断での経営資源の最適配分とガバナンスの高度化を通じて経営基盤を強化し、持続的な成長と収益性向上の両立を目指します。

■重点戦略「7Flags」

1. Office 1.0 / 2.0 領域（注1）

新しい働き方やその働き方を実装するオフィス空間などに対し、付加価値提案を強化し、売上と利益のベースを確保する

2. Office 3.0 領域（注2）

オフィス家具のIoT化と空間センシングにより、データドリブンで、最適な働き方・オフィス空間を提供するサービスを開発する

3. 専門施設領域

物流施設領域・研究施設領域において開発・エンジニアリングにリソースを重点配分し、第2の柱に育成する

4. 高収益化

グループ生産供給体制の再編と社内ITインフラの刷新により生産・業務効率を高める

5. グループシナジー

イトーキ単体で実施した構造改革プロジェクトによる成功体験をグループ会社に水平展開し、グループシナジーを追求する

6. 人的資本

人事制度改革を軸に、社員1人1人の主体的かつ能動的な「創意と工夫」を啓発する

7. 財務戦略

中長期の観点から、成長戦略投資・社員還元・株主還元を計画的に実践する

■ E S G戦略

・ Environment

「ITOKI Ecosystem Initiative toward 2050 ~自然共生」(注3)のもと、生態系へのネガティブインパクト・ゼロ社会の実現に貢献する。

・ Social

自社を「働く」環境投資の実証実験の場として発信し、本業のWork Style Designを推進することで、人的資本の最大化に貢献する。

・ Governance

単体から連結視点に立った経営基盤の再構築を行い、グループ全体のガバナンス向上を図る。

(注)1. Office 1.0：プロダクトベースの商品販売事業 / Office 2.0：空間ベースの商品ソリューション提供事業

2. Office 3.0：働き方ベースのオフィスDX事業

3. 「気候変動対応」「資源循環促進」「サステナブル素材活用」を重点領域として環境貢献活動を推進する社内イニシアチブ

(5) 財産および損益の状況の推移

項目	2022年度 (第73期)	2023年度 (第74期)	2024年度 (第75期)	2025年度 (第76期) (当期)
売上高 (百万円)	123,324	132,985	138,460	153,682
経常利益 (百万円)	4,177	8,555	10,004	13,739
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,294	5,905	7,183	9,382
1株当たり当期純利益 (円)	116.99	130.29	147.02	190.17
総資産 (百万円)	115,288	117,437	120,521	130,724
純資産 (百万円)	49,910	54,999	49,342	56,813
1株当たり純資産額 (円)	1,100.33	1,210.96	1,001.13	1,147.78

(注) 2025年度は、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社イトーキマーケットスペース	百万円 100	% 100.0	商業設備機器の販売
伊藤喜オールスチール株式会社	90	100.0	鋼製家具・機器の製造・販売
イトーキマルイ工業株式会社	10	100.0	鋼製家具等の製造・販売
三幸ファシリティーズ株式会社	40	100.0	事務用家具等の販売
株式会社イトーキシェアードバリュー	50	100.0	オフィス家具・設備機器のレンタル・リユース
新日本システック株式会社	100	100.0	各種システムの開発
富士リビング工業株式会社	60	98.5	鋼製・木製家具の製造・販売
株式会社エフエム・スタッフ(注)	90	100.0	ファシリティマネジメント等に関するコンサルティング業務
株式会社ダルトン	100	100.0	科学研究施設・粉体機械等の製造・販売
株式会社イトーキ東光製作所	70	100.0	鉄扉・貸金庫等の製造
株式会社ソーア	10	100.0	オフィス製品の物流
Tarkus Interiors Pte Ltd	150万S\$	100.0	オフィス施設、商業施設等の内装工事
Novo Workstyle Asia Limited	3,180万US\$	100.0	アジア子会社の統括会社
ITOKI CHINA HOLDING Co.,Ltd.	1,500万US\$	100.0	アジア子会社の統括会社
ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.	130万S\$	100.0	事務用家具等の販売

(注) 株式会社エフエム・スタッフの議決権比率には、間接所有分の0.9%を含んでおります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当する事項はありません。

④ 重要な技術提携の状況

技術導入の相手先名	国名	内 容
WALDNER Laboreinrichtungen GmbH & Co.KG	ドイツ	実験用家具の製造、販売権の許与

(7) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業内容	主要な製品およびサービス
ワークプレイス事業	事務および家庭用デスクならびにチェア、収納家具、カウンター、パネル、建築間仕切、金庫、オフィス営繕、組立・内装・施工などの物流サービス、什器の修理、メンテナンスなどの保守サービスなど
設備機器・パブリック事業	物流設備機器、商業設備機器、研究設備機器など

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

(a) 本社 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

(b) 営業所

区 分	名 称
北 海 道	営業本部 北海道支社
東 北 地 方	営業本部 東北支社 (北東北・仙台・福島の各支店)
東 京 都	営業本部 東京支社 (第1～4支店、多摩支店) 法人営業統括部 (第1～5法人支店) 市場別営業統括部 (第1～3支店) 金融営業統括部 (金融第1～4支店) プロジェクト営業統括部 (プロジェクト第1～4支店) セールスディベロップメント統括部 (DX営業部・ソリューション営業部) (Next Value営業部) 設備機器事業本部 設備機器営業統括部 (システム機器販売部、パブリック販売部、特殊 設備販売部) Web事業統括部 営業部
関 東 信 越 地 方 (東 京 都 を 除 く)	営業本部 関信越支社 (栃木・群馬・長野・山梨・新潟・茨城・千葉の各支 店) 東京支社 (埼玉・横浜の各支店)
中 部 ・ 北 陸 地 方	営業本部 中日本支社 (中部第1～3・北陸の各支店)
近 畿 地 方	営業本部 関西支社 (大阪・近畿・法人第1～2・市場別の各支店)
中 四 国 ・ 九 州 地 方	営業本部 中四国支社 (広島・岡山・四国の各支店) 九州支社 (福岡・北九州・九州・熊本・沖縄の各支店)

(c) 生産拠点

区 分	名 称	
関 東 地 方	生産本部 関東第1工場 関東第2工場	製造部 (千葉市緑区) 製造部 (千葉県野田市)
近 畿 地 方	生産本部 関西工場	滋賀第1～3製造部 (滋賀県近江八幡市) 京都製造部 (京都府八幡市)
	設備機器事業本部 設備機器商品統括部 電子機器商品部	電子機器製造課 (滋賀県近江八幡市)

(注) 当社は2026年1月1日をもって組織改革を行ったため、営業所および生産拠点につきましては、新組織における名称を記載しております。

② 重要な子会社

国 内	株式会社イトーキマーケットスペース (東京都中央区)
	伊藤喜オールスチール株式会社 (千葉県野田市)
	イトーキマルイ工業株式会社 (新潟県長岡市)
	三幸ファシリティーズ株式会社 (東京都千代田区)
	株式会社イトーキシエードバリュー (東京都中央区)
	新日本システック株式会社 (東京都中央区)
	富士リビング工業株式会社 (石川県白山市)
	株式会社エフエム・スタッフ (東京都中央区)
	株式会社ダルトン (東京都中央区)
	株式会社イトーキ東光製作所 (茨城県坂東市)
株式会社ソーア (東京都墨田区)	
海 外	Tarkus Interiors Pte Ltd (シンガポール)
	Novo Workstyle Asia Limited (香港)
	ITOKI CHINA HOLDING Co., Ltd. (中国江蘇省)
	ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD. (シンガポール)

事業報告

(9) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,164名	207名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,491名	64名増	42歳 6ヵ月	13年 5ヵ月

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	11,650
株式会社三井住友銀行	8,359
株式会社京都銀行	1,261
株式会社三菱UFJ銀行	1,031
株式会社商工組合中央金庫	560

百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 149,830,000株
- ② 発行済株式の総数 53,382,850株（うち自己株式3,974,999株）
- ③ 株主数 8,082名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,893	13.95
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,387	8.87
日本生命保険相互会社	2,225	4.50
株式会社アシスト	1,609	3.25
イトーキ協力会社持株会	1,431	2.89
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,150	2.32
株式会社みずほ銀行	1,121	2.26
株式会社三井住友銀行	1,069	2.16
山 田 匡 通	896	1.81
伊 藤 佐 紀	792	1.60

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を、切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式を3,974,999株保有しております。
 3. 持株比率は自己株式（3,974,999株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

	株 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	120,400株	4名
社外取締役	—	—
監査役	6,000株	2名

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
 特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山田 匡 通	医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 一般財団法人東京顕微鏡院理事長 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会相談役
代表取締役社長	湊 宏 司	
取締役 常務執行役員	品田 潤 生	企画本部長
取締役 常務執行役員	山村 善 仁	人事本部長
取 締 役	似内 志 朗	ファシリティデザインラボ代表
取 締 役	坂東 真理子	学校法人昭和女子大学総長 公益財団法人東京都教育支援機構理事長 株式会社三菱総合研究所社外取締役
取 締 役	川 寄 靖 之	ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役監査等委員 SMB C日興証券株式会社特別顧問
取 締 役	田 中 俊 恵	ALSOK株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	船 原 英 二	
常 勤 監 査 役	森 谷 仁 昭	
監 査 役	石 原 修	TMI総合法律事務所パートナー 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役
監 査 役	白 畑 尚 志	株式会社コメダホールディングス社外取締役 (監査等委員) 株式会社IDホールディングス社外取締役 公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金監事

- (注) 1. 取締役のうち、似内志朗、坂東真理子、川寄靖之、田中俊恵の4氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、石原 修、白畑尚志の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役森谷仁昭氏は、長年にわたり当社において管理部門の経理・財務業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
 4. 当社は、似内志朗、坂東真理子、川寄靖之、田中俊恵、石原 修、白畑尚志の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況	退任日	退任理由
森谷 仁昭	取締役 常務執行役員	2025年3月26日	任期満了による退任
風 直樹	取締役	2025年3月26日	任期満了による退任
永田 宏	取締役	2025年3月26日	任期満了による退任

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役および執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を締結しております。D&O保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。D&O保険の保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の負担はありません。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の額

(a) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬の決定に関する方針と取締役の報酬は、取締役会において決定しております。また、当事業年度の個人別の報酬等の内容について、取締役会は報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役を除く取締役の報酬は、(1)固定報酬(2)業績に連動する変動報酬および(3)譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）からなり、それらの割合は代表取締役がこれを決定しております。(1)固定報酬は、報酬水準の妥当性を検証し、取締役会で承認された役位別等月額報酬表に応じた金銭報酬を月例報酬として支給しております。(2)変動報酬は、

企業業績の向上に資するよう、役位に応じた金銭報酬を、会社の経営活動全般の結果を反映する当事業年度の連結の営業利益に連動させて、個人別の成績を加味したうえで算出し、事業年度終了後に支給しております。なお、当事業年度の連結の営業利益は、連結損益計算書に記載のとおりです。個人別の成績は、担当領域毎に事業別、機能別に設定した評価指標に基づいて評価しております。(3)譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上と株主の皆様との価値共有を図ることを目的に、役位に応じた株式報酬を、中期経営計画のスタートに伴い毎期支給しております。中期における業績達成への動機づけを目的として、譲渡制限付株式報酬は、役員在籍を条件として支給しております。社外取締役の報酬は、固定報酬および譲渡制限付株式報酬としております。各監査役については職務の内容、経験および当社の状況等を確認のうえ、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は2025年3月26日開催の定時株主総会において、「月額50百万円以内」（うち社外取締役分は月額10百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は4名）です。この固定報酬枠とは別に、2013年3月27日開催の定時株主総会において、各事業年度の当社当期純利益の10%以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とする変動報酬枠と2025年3月26日の定時株主総会において、「年額500百万円以内」（うち社外取締役分は年額20百万円以内）および年484,000株以内（うち社外取締役分は年19,000株以内。）とする譲渡制限付株式報酬枠について決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数はいずれも8名（うち社外取締役は4名）です。

取締役会は、取締役会の定める役員報酬規程に基づき、代表取締役会長山田匡通、代表取締役社長湊宏司の両氏に各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。その権限の内容は、取締役の個人別報酬のうち、固定報酬および業績連動報酬等の各取締役に對する付与額の決定であります。権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

また、監査役の報酬限度額は、2013年3月27日開催の定時株主総会において「月額10百万円以内」として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。この固定報酬枠とは別に、2018年3月28日の定時株主総会において、「年額10百万円以内」（うち社外監査役分は年額2百万円以内）とする譲渡制限付株式報酬枠について決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）です。

(b) 当事業年度に係る報酬等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	497	155	243	97	11
(うち社外取締役)	(38)	(35)	(-)	(3)	(5)
監査役	55	44	-	11	4
(うち社外監査役)	(16)	(14)	(-)	(1)	(2)
合計	553	199	243	109	15

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、その割当て対象は、当社の取締役（社外取締役を含む）および監査役（社外監査役を含む）であります。

⑥ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況につきましては、前述の「(3)会社役員に関する事項 ①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。
- ・取締役坂東真理子氏は、学校法人昭和女子大学総長を兼務しております。当社と学校法人昭和女子大学との間に取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であり、特別な利害関係はありません。
- ・取締役川寄靖之氏は、ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役であり、SMBC日興証券株式会社特別顧問を兼務しております。当社とハウス食品グループ本社株式会社、その子会社であるハウス食品株式会社ならびにSMBC日興証券株式会社との間には取引がありますが、その取引金額はいずれも直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であり、特別な利害関係はありません。
- ・取締役田中俊恵氏は、ALSOK株式会社社外監査役を兼務しております。当社とALSOK株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であり、特別な利害関係はありません。
- ・それ以外の兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

- (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係
 該当する事項はありません。
- (c) 当事業年度における主な活動状況
 主な活動内容

地 位	氏 名	主な活動状況および社外取締役にて期待される役割に関して 行った職務の概要
取 締 役	似 内 志 朗	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、主に会社経営やファシリティデザインに関する豊富な経験と知見から、当社経営に資する有益な助言・提言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。
取 締 役	坂 東 眞 理 子	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、行政、教育分野における豊富な経験と高い見識に基づき、主に教育者としての見地から発言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。
取 締 役	川 寄 靖 之	社外取締役就任後に開催された取締役会13回全てに出席し、金融機関において企業経営に長く従事した豊富な経験に基づき企業経営に関して有益な意見・指摘を行うとともに、独立的な視点から経営監視の役割を果たしております。
取 締 役	田 中 俊 恵	社外取締役就任後に開催された取締役会13回全てに出席し、行政全般、大規模組織、国内外リスク管理等に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき業務執行に関する助言・意見を行うとともに当社グループのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよびリスク管理機能を強化する役割を果たしております。

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	石 原 修	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回全てに出席し、主に弁護士として法律に関する高い経験と見識から、監査機能の実効性を高めていくための発言を行っております。
監 査 役	白 畑 尚 志	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士として財務および会計に関する豊富な経験、知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	99百万円
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	121百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 会計監査人の報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由

当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの相当性などを確認し、必要な検証を行ったうえで、当期の会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、2006年5月31日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、2008年3月28日、2008年12月18日、2011年3月25日、2015年4月28日、2018年4月24日並びに2026年1月1日に改定を行っており、下記は最新（2026年1月1日一部改定）の決議の概要です。

<内部統制システム構築の基本方針>

当社は、内部統制システムの全社横断的・網羅的・一元的な構築に向け、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備について以下のとおり基本方針を定める。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 法令遵守、企業倫理を確立するため、取締役及び使用人の行動規範として「イトーキグループ行動規範」を制定し、その強化推進に努める。
 - (b) 「取締役会規程」「常務会規程」「職務権限分掌規程」により各職位に分掌する職務権限と各職位が誠実に職務を執行する責務を負うことを明確に定める。また、原則毎月開催する取締役会において必要な決議及び報告を通じて取締役の職務の執行を監督する。
 - (c) 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
 - (b) 「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ基本規程」等を制定し、適切な情報管理に努める。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 「イトーキグループリスク管理基本規程」を定め、事業上生じ得るあらゆるリスクを正確に認識・把握して適切に管理する体制の整備・運用を行う。
 - (b) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理の方針の決定を行うとともに、当社グループ全体の状況に鑑み、予防措置が必要な場合の対応を決定する。

- (c) リスク管理委員会はリスク分類毎に主管部門及び責任者を定め、当社グループのリスクの把握、分析、評価を行い、適切なリスク管理策を策定のうえ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。
 - (d) 内部監査部門にて各部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- (a) 経営の監督と執行を分離し、取締役会が、独立した客観的な立場から、当社グループの業務執行に対する経営監督機能を担う。
 - (b) 取締役会を原則毎月1回開催するほか、取締役会の機能を補完するため、常務会を原則毎週1回開催し、重要決裁事項の審議、経営方針の徹底、業績進捗状況の確認など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。
 - (c) 執行役員制度を導入し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
 - (d) 全社的目標を定めるとともに、当該目標のため、「取締役会規程」「常務会規程」「職務権限分掌規程」「稟議規程」等において、各職位に分掌する権限の適切な配分等及びその行使の手続きを明確に定める。
- ⑤ **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- (a) 使用人に対しても「イトーキグループ行動規範」を適用し、法令遵守及び企業倫理確立の強化推進に努める。
 - (b) コンプライアンス重視の経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、やむを得ない事情等がある場合を除き原則として年に2回以上開催する委員会でコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定し、取締役会に報告する。
 - (c) コンプライアンス委員会の事務局をコンプライアンス担当部門に設置し、コンプライアンス推進委員及び推進担当を配置したコンプライアンス体制を構築する。
 - (d) コンプライアンス担当部門は、内部監査部門と連携して、コンプライアンス状況等について随時協議する。
 - (e) 社内における違法行為に関する通報窓口を社内及び社外に設置する。社外通報窓口は、法律事務所弁護士とする。
- ⑥ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を確保するための体制**
- (a) 子会社に対し「イトーキグループ行動規範」及びコンプライアンスに関連する規程等を閲覧可能とし、法令遵守を徹底する。
 - (b) 子会社の窓口として関係会社管理部門を設置し、子会社には「グループ会社管理規程」に基づく当社への承認申請・報告を義務付けるほか、子会社の位置づけ・規模に即した管理や支援を行う。

- (c) 当社の会計監査人、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。
- (d) 当社及び子会社を含む社内通報制度を整備する。
- (e) 連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入し、グループ全体の経営基本戦略の策定等を行う会議体を設置する。

⑦ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社グループは財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「イトーキグループの財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑧ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**

「イトーキグループ行動規範」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶について明記し、遵守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求への対応窓口を総務部門と定め、専任担当者を配置し、情報収集や他企業との情報交換に努める。また有事に備えて、対応マニュアルを整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。

⑨ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の求めがあった場合、取締役はその使用人に関する体制について監査役と協議の上、適切に対応する。

⑩ **前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

前項の使用人の任命、解任、人事異動については、監査役の同意を得ることとする。

⑪ **監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑫ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (a) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、執行役員会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要であると認めたときは、意見を述べなければならない。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社又は子会社の業務若しくは業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況及びその内容について速やかに報告するものとする。

- (c) 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。
 - (d) 子会社の役員及び使用人は、当社監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。
- ⑬ **監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制**
当社の監査役への報告を行った当社及び子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。
- ⑭ **監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
監査役がその職務の遂行について生ずる費用の負担を求めた場合には、速やかに対応する。
- ⑮ **その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制**
(a) 監査役と代表取締役は、定期的に会合を持ち相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
(b) 監査役が会計監査人及び内部監査部門と定期・不定期に会合を持つことで連携を図り、総合的、効率的な監査を実効的に実施しうる体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社は、「イトーキグループコンプライアンス規程」に基づき、代表取締役が指名する役員を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において3回開催いたしました。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の構築及び見直し並びにコンプライアンス違反事案及び内部通報事案についての調査、分析、再発防止策の協議などを行っております。また、役員及び従業員に対するコンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的実施しております。

② リスク管理体制

当社は、「イトーキグループリスク管理基本規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を当事業年度において1回開催いたしました。リスク管理委員会は、リスク管理の方針を定め、リスク管理に係るリスクの評価及び対応策の検討を行うとともに、再発防止に努めています。

③ グループガバナンス体制

当社のグループ会社管理部門は、「グループ会社管理規程」に基づき、当事業年度においてグループ会社12社によるグループ会社期初ミーティングを1回開催し、当社の戦略・政策方針の共有化を図り、グループ会社社長から当事業年度の事業戦略および予算などの報告を行いました。また、グループ会社のコンプライアンス体制強化のため、グループ会社の社長がコンプライアンス委員会に出席しております。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役を含む監査役4名で構成されています。監査役会は当事業年度において14回開催し、常勤監査役は、取締役会のほか、常務会、その他重要な会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しています。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいいます。）を定めています。なお、当社は、中期経営計画に基づく諸施策を着実に推進し、安定的かつ持続的な成長およびコーポレートガバナンス体制のさらなる強化を図ることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものであると判断し、2025年2月13日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を廃止しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、その株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に、株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が、大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	79,406	流動負債	49,580
現金及び預金	21,629	支払手形及び買掛金	9,380
受取手形、売掛金及び契約資産	34,474	電子記録債権	1,962
電子記録債権	7,289	設備関係支払手形	0
商品及び製品	6,572	1年内償還予定の社債	16
仕掛品	2,035	短期借入金	12,830
材料及び貯蔵品	4,592	1年内返済予定の長期借入金	6,055
原価引当金	2,997	未払法人税等	4,141
貸倒引当金	△186	未払消費税等	1,234
		賞与引当金	4,170
		役員賞与引当金	344
		注損引当金	0
固定資産	51,288	製品保証引当金	16
有形固定資産	26,525	関係会社事業損失引当金	85
建物及び構築物	12,458	製品自主回収関連損失引当金	82
機械装置及び運搬具	2,994	その他	9,260
土壌改良費	7,950		
建設仮勘定	306	固定負債	24,330
その他	319	社長期借入金	5,000
	2,497	繰延税金負債	10,089
		繰延税金負債	637
無形固定資産	6,074	繰延税金負債	345
のれん	714	製品自主回収関連損失引当金	83
その他	5,359	退職給付に係る負債	3,669
		退職給付除去負債	1,584
		その他	2,921
投資その他の資産	18,688	負債合計	73,910
投資有価証券	6,659	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	1,740	株主資本	54,171
繰延税金資産	2,370	資本金	7,351
貸倒引当金	8,063	資本剰余金	11,692
その他	△145	利益剰余金	42,812
		自己株式	△7,684
繰延資産	29	その他の包括利益累計額	2,537
社債発行費	29	その他有価証券評価差額金	1,719
		為替換算調整勘定	729
		退職給付に係る調整累計額	89
資産合計	130,724	非支配株主持分	104
		純資産合計	56,813
		負債純資産合計	130,724

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金	額
売		上	高		153,682
売		上	価		88,870
販		上	益		64,812
営	費	及	一		51,126
営	業	業	般		13,685
	業	外	利		
	受	取	益	息	37
	受	取	利	金	117
	保	取	当	金	165
	受	取	当	金	236
	そ		の	他	273
営	業	外	費		830
	支	払	用		
	支	払	利	息	519
	支	手	数	料	129
	そ	の		他	127
			利	益	777
経		常	益		13,739
特	別	利	益		
	固	資	産	却	597
	投	有	証	却	221
	そ	価	の	他	96
特	別	損	失		916
	固	資	産	却	27
	固	資	産	却	164
	減	損	損	損	259
	投	有	証	評	62
	製	自	回	引	13
	品	主	関	当	29
	そ	の	連	金	
			損	繰	555
			失	入	
			の	額	
				他	
税		調	前	純	14,099
法	金	整	当	利	
法	人	期	期	益	
	税	純	純	税	5,190
	人	利	利	額	△491
	税	益	益	額	4,699
当	期	等	額	益	9,400
		調	益	益	17
非		整	益	益	
支		期	益	益	
配		純	益	益	
株		利	益	益	
主		益	益	益	
に		当	益	益	
帰		期	益	益	
属		純	益	益	
す		利	益	益	
る		益	益	益	
当		益	益	益	
期		益	益	益	
純		益	益	益	
利		益	益	益	
益		益	益	益	9,382

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,351	11,692	36,189	△8,078	47,155
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△2,706		△2,706
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,382		9,382
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△58		394	335
連結範囲の変動			4		4
利益剰余金から資本剰余金への振替		58	△58		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,622	393	7,016
当 期 末 残 高	7,351	11,692	42,812	△7,684	54,171

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,196	694	213	2,104	82	49,342
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△2,706
親会社株主に帰属する 当期純利益						9,382
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						335
連結範囲の変動						4
利益剰余金から資本剰余金への振替						—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	522	34	△124	433	21	454
当期変動額合計	522	34	△124	433	21	7,471
当 期 末 残 高	1,719	729	89	2,537	104	56,813

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 32社

主要な連結子会社の名称

伊藤喜オールスチール(株)

富士リビング工業(株)

(株)イトーキマーケットスペース

(株)イトーキ東光製作所

イトーキマルイ工業(株)

三幸ファシリティーズ(株)

(株)エフエム・スタッフ

(株)イトーキシェアードバリュー

新日本システック(株)

(株)ダルトン

(株)ソーア

Tarkus Interiors Pte Ltd

Novo Workstyle Asia Limited

ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.

ITOKI CHINA HOLDING Co.,Ltd.

他17社

当連結会計年度より、ADテクノロジーズ株式会社を新たに設立したこと等により連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 6社

非連結子会社の名称

(株)イトーキマーケティング

他5社

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

連結計算書類

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社（㈱イトーキマーケティング他5社）については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、㈱ダルトン他国内子会社6社及びTarkus Interiors Pte Ltd他在外子会社1社の決算日は9月30日であり連結計算書類の作成に当たっては、同決算日の計算書類を使用しております。

また、Novo Workstyle Asia Limited他在外子会社7社の決算日は12月31日でありませんが、連結計算書類の作成に当たっては、9月30日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………主として総平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 8～50年
機械装置及び運搬具 4～17年
- ② 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く) 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（有効期間3年）に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、主に社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
- ⑤ 製品保証引当金
納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。
- ⑥ 製品自主回収関連損失引当金
当社が過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。
- ⑦ 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当連結会計年度末における損失負担見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 製品及び商品の販売（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業）
製品及び商品の販売については、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取る見込まれる金額で認識しております。
なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- ② 施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業）
施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積り方法として、見積工事原価総額に対する連結会計年度末までの発生原価割合（インプット法）を適用しております。
なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………外貨建仕入債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針
為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、子会社投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、7年以内で均等償却しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準第28号 2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日)を、当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「特別損失」の「その他」に含めておりました「投資有価証券評価損」(前連結会計年度59百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

【会計上の見積りに関する注記】

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

2,370百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することが出来る範囲で計上しております。

計上にあたっては、事業計画に基づく一時差異等加減算前課税所得を見積もっており、その事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。売上高成長率は、過去実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮し、設定しております。

課税所得の見積りは、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しておりますが、市場環境・業界動向の変化により、その見積りの前提とした条件に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

- (1) 受取手形、売掛金及び契約資産
 受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額はそれぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|--------|-----------|
| 受取手形 | 838百万円 |
| 売掛金 | 29,424百万円 |
| 契約資産 | 4,211百万円 |
| 電子記録債権 | 7,289百万円 |
- (2) 契約負債
 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。
- | | |
|------|----------|
| 契約負債 | 1,250百万円 |
|------|----------|
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 45,828百万円
 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。
- (4) 担保に供している資産
- | | |
|---------------|----------|
| 有形固定資産 | |
| 建物及び構築物 | 666百万円 |
| 土地 | 1,455百万円 |
| 上記に対応する債務 | |
| 短期借入金 | 548百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 661百万円 |
| 長期借入金 | 529百万円 |
- (5) 受取手形割引高 170百万円
- (6) 連結会計年度末日満期手形
 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、当連結会計年度末日の満期手形が期末残高に含まれております。
- | | |
|------|-------|
| 受取手形 | 40百万円 |
| 支払手形 | 0百万円 |

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	53,382,850	—	—	53,382,850
合計	53,382,850	—	—	53,382,850
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	4,178,718	281	204,000	3,974,999
合計	4,178,718	281	204,000	3,974,999

(注) 1. 自己株式の増加281株は、単元未満株式の買取請求による増加281株であります。

2. 自己株式の減少204,000株は、2025年4月21日開催の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少204,000株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	2,706百万円	55円	2024年12月31日	2025年3月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年3月25日 定時株主総会	普通株式	3,705百万円	利益剰余金	75円	2025年12月31日	2026年3月26日

【金融商品に関する注記】

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入や社債発行により調達をしております。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、社内管理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握し、リスク低減を図っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関して、定期的に時価や、発行体の財務状況等を把握し、管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが5カ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債の用途は、主に運転資金及び設備投資資金であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を策定し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	5,646	5,627	△18
資産計	5,646	5,627	△18
(1) 社債（1年以内に償還予定のものを 含む）	5,016	4,968	△48
(2) 長期借入金（1年以内に返済予定の ものを含む）	16,144	15,924	△219
負債計	21,160	20,892	△267

- (注) 1. 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	790
投資事業有限責任組合への出資	222

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	3,247	—	—	3,247
投資信託	—	1,857	—	1,857
資産計	3,247	1,857	—	5,105

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	522	—	522
資産計	—	522	—	522
社債（1年内に償還予定のものを含む）	—	4,968	—	4,968
長期借入金（1年内に返済予定のものを含む）	—	15,924	—	15,924
負債計	—	20,892	—	20,892

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している満期保有目的の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

投資信託は市場における取引価格はないものの、解約または買戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価格を時価としレベル2の時価に分類しております。

2. 社債

社債の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

3. 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【収益認識に関する注記】

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	ワークプレイス 事業	設備機器・パブ リック事業	計		
売上高					
日本	104,953	40,233	145,186	1,406	146,593
アジア	6,287	132	6,419	－	6,419
その他	289	203	493	－	493
合計	111,530	40,569	152,100	1,406	153,507
財又はサービスの 移転時期					
一時点	110,133	37,527	147,661	1,406	149,068
一定の期間	1,396	3,042	4,438	－	4,438
合計	111,530	40,569	152,100	1,406	153,507
顧客との契約から 生じる収益	111,530	40,569	152,100	1,406	153,507
その他の収益	－	－	－	175	175
外部顧客への 売上高	111,530	40,569	152,100	1,582	153,682

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等] 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	32,037
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	37,553
契約資産（期首残高）	3,015
契約資産（期末残高）	4,211
契約負債（期首残高）	713
契約負債（期末残高）	1,250

契約資産は、主に工事請負契約、製品及び商品の販売について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の完成部分に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客との契約に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	17,420
1年超	660
合計	18,081

[1 株当たり情報に関する注記]

(1) 1株当たり純資産額	1,147円78銭
(2) 1株当たり当期純利益	190円17銭

[重要な後発事象に関する注記]

当社の完全子会社である伊藤喜オールスチール株式会社を吸収合併することに伴い、同社の確定給付企業年金制度を当社制度に統合いたします。

これに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(平成28年12月16日 企業会計基準適用指針第1号)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成19年2月7日 実務対応報告第2号)を適用し、確定拠出企業年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行います。

この移行による翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に与える影響については、現在評価中です。

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	54,228	流動負債	37,089
現金及び預金	7,766	買掛金	6,506
現受取手形、売掛金及び契約資産	25,918	短期借入金	12,400
電子記録債権	5,855	1年内返済予定の長期借入金	4,970
商品及び製品	4,949	リース負債	171
仕入材料及び貯蔵品	1,335	未払金	212
材料及び貯蔵品	3,450	未払費用	5,112
短期貸付金	3,314	未払法人税等	3,004
貸倒引当金	2,299	未払消費税等	764
	△660	役員賞与引当金	2,977
		役員賞与引当金	247
		製品自主回収関連損失引当金	82
固定資産	47,553	その他の	640
有形固定資産	17,576		
建物	9,662	固定負債	21,041
構築物	212	社長期借入金	5,000
機械及び運搬具	1,584	リース負債	8,500
車両及び運搬具	24	退職給付引当金	290
土工器具	1,390	関係会社事業損失引当金	2,270
土地	4,374	製品自主回収関連損失引当金	575
建物	174	製品自主回収関連損失引当金	83
建設仮勘定	151	長期預り保証金	1,483
		負債合計	58,131
無形固定資産	5,191	(純資産の部)	
ソフトウエア	4,855	株主資本	41,992
ソリッド追加の資産	15	資本剰余金	7,351
電話	80	資本準備金	12,890
その他	239	資本剰余金	12,890
		利益剰余金	29,435
		利益準備金	881
		その他利益剰余金	28,554
		配当準備金	250
		固定資産圧縮積立金	1,079
		別途利益剰余金	12,230
		繰越利益剰余金	14,994
		自己株式	△7,684
		評価・換算差額等	1,688
		その他有価証券評価差額金	1,688
繰延資産	29	純資産合計	43,680
社債発行費用	29	負債純資産合計	101,811
資産合計	101,811		

計算書類

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計	
					配当準備 積 立 金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	7,351	12,890	—	12,890	881	250	1,079	12,230	9,929	24,370	
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当									△2,706	△2,706	
当 期 純 利 益									7,829	7,829	
自 己 株 式 の 取 得											
自 己 株 式 の 処 分			△58	△58							
利益剰余金から資本剰余金への振替			58	58					△58	△58	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	5,064	5,064	
当 期 末 残 高	7,351	12,890	—	12,890	881	250	1,079	12,230	14,994	29,435	

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△8,078	36,533	1,171	1,171	37,705
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△2,706			△2,706
当 期 純 利 益		7,829			7,829
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
自 己 株 式 の 処 分	394	335			335
利益剰余金から資本剰余金への振替		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			517	517	517
当 期 変 動 額 合 計	393	5,458	517	517	5,975
当 期 末 残 高	△7,684	41,992	1,688	1,688	43,680

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
機械及び装置	11～17年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（有効期間3年）に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

⑤ 製品自主回収関連損失引当金

過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

⑥ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 製品及び商品の販売（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業）

製品及び商品の販売については、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

② 施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業）

施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積り方法として、見積工事原価総額に対する事業年度末までの発生原価割合（インプット法）を適用しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

1. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

2. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

3. ヘッジ方針

為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。

4. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

【会計方針の変更に関する注記】

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準第28号 2022年10月28日)を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日)を、当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

1,559百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

[貸借対照表に関する注記]

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 30,329百万円
 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。
- (2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務
- | | |
|----------------|----------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 5,741百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 25百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 2,411百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 3百万円 |
- (3) 期末日満期手形
 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
 なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、期末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。
 受取手形 40百万円

[損益計算書に関する注記]

- 関係会社との取引高
- | | |
|------------|-----------|
| 売上高 | 7,426百万円 |
| 仕入高 | 12,998百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 482百万円 |

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	4,178,718	281	204,000	3,974,999
合計	4,178,718	281	204,000	3,974,999

- (注) 1. 自己株式の増加281株は、単元未満株式の買取請求による増加281株であります。
 2. 自己株式の減少204,000株は、2025年4月21日開催の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少204,000株であります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,038百万円
棚卸資産評価減	166百万円
未払事業税	181百万円
退職給付引当金	1,024百万円
投資有価証券評価損	420百万円
関係会社株式評価損	2,636百万円
貸倒引当金繰入超過額	252百万円
資産除去債務	492百万円
その他	695百万円
繰延税金資産小計	6,908百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,021百万円
評価性引当額小計	△4,021百万円
繰延税金資産合計	2,887百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△522百万円
固定資産圧縮積立金	△265百万円
その他有価証券評価差額金	△235百万円
資産除去債務	△302百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△1,327百万円
繰延税金資産の純額	1,559百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	山田 百合子	当社代表取締役会長山田匡通の配偶者	(被所有) 直接 0.5%	土地の賃借(注1)	1百万円	—	—
	(株) 璃理 代表取締役社長 山田 百合子	山田百合子の資産管理会社	(被所有) 直接 0.7%	家屋の賃借(注1)	15百万円	敷金	12百万円
	伊藤 文子	当社代表取締役会長山田匡通の義妹	(被所有) 直接 1.5%	土地・家屋の賃借(注1)	44百万円	敷金	34百万円

- (注) 1. 近隣の地代を参考にして、同等の価格によっており、現金にて支払っております。
 2. (株)璃理は、当社代表取締役会長山田匡通の近親者が議決権の過半数を保有しております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)イトーキ 東光製作所	70百万円	鉄扉、貸金庫等の製造	(所有) 直接 100.0%	—	仕入先	資金の付	578百万円	短貸付金(注1)	548百万円
							貸付金の回収	630百万円	長貸付金(注1)	—

- (注) 当該貸付を貸倒懸念債権に区分し、当事業年度において関係会社貸倒引当金戻入額として215百万円を計上しており、当事業年度末における貸倒引当金残高は14百万円であります。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表【収益認識に関する注記】」に同一の内容を記載しております。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額	884円09銭
(2) 1株当たり当期純利益	158円69銭

【重要な後発事象に関する注記】

(連結子会社の吸収合併)

(伊藤喜オールスチール株式会社の吸収合併)

当社は、2025年1月27日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である伊藤喜オールスチール株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併をすることを決議し、同日付で合併契約を締結し、2026年1月1日付で吸収合併（以下「本合併」といいます。）いたしました。

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、伊藤喜オールスチール株式会社においては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、いずれも合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行っております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	伊藤喜オールスチール株式会社
事業の内容	収納家具、カウンター、テーブルの製造

(2) 企業結合日

2026年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、伊藤喜オールスチール株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) その他取引の概要に関する事項

①合併の目的

ワークプレイス事業に関連する商品の製造を担っているグループ最大の生産能力を持った伊藤喜オールスチール株式会社を吸収合併し、グループ全体最適の生産体制を構築することにより、更なる競争力の向上および原価低減を図ることを目的として、本合併を行うことといたしました。

②合併に係る割当内容

本合併は当社の完全子会社との合併であるため、本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定であります。

なお、これにより、翌事業年度において抱合せ株式消滅差益2,477百万円を特別利益に計上する予定であります。

また、本合併に伴い、同社の確定給付企業年金制度を当社制度に統合いたします。詳細については、連結計算書類「連結注記表(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(株式会社イトーキシェアードバリューの吸収合併)

当社は、2026年1月26日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社イトーキシェアードバリューを吸収合併消滅会社とする吸収合併をすることを決議し、同日付で合併契約を締結し、2026年10月1日付で吸収合併(以下「本合併」といいます。)いたします。

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、株式会社イトーキシェアードバリューにおいては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、いずれも合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社イトーキシェアードバリュー
事業の内容	レンタル、リデュース、リユース、リサイクル、空間シェアなどの環境サポート事業

(2) 企業結合日
2026年10月1日(予定)

(3) 企業結合の法的形式
当社を存続会社、株式会社イトーキシェアードバリューを消滅会社とする吸収合併

(4) その他取引の概要に関する事項

①合併の目的

循環型経済やサステナビリティへの関心が高まる中、当社は環境サポート事業を担う株式会社イトーキシェアードバリューを統合することにより、柔軟な働き方とコスト最適化を実現し、顧客価値の最大化と環境価値の創出を目指すことを目的として、本合併を行うことといたしました。

②合併に係る割当内容

本合併は当社の完全子会社との合併であるため、本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定であります。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西田 俊之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊丹 亮資
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イトーキの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

株式会社イトーキ
取締役会 御中

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 丹 亮 資
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーキの2025年1月1日から2025年12月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査報告書

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社往査を行い事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月19日

株式会社イトーキ 監査役会

常勤監査役	船	原	英	二	Ⓜ
常勤監査役	森	谷	仁	昭	Ⓜ
社外監査役	石	原		修	Ⓜ
社外監査役	白	畑	尚	志	Ⓜ

以上

日本経済新聞一面、人的資本経営 企業広告のテーマは「想い、重なる」。従業員一人ひとりの働き方だけでなく、“仲間との関係性”を通して当社の人的資本の価値を訴求しました。



代表取締役社長 湊と経済アナリスト 馬淵磨理子氏の対談記事公開



人的資本経営を背景としたリニューアル需要が首都圏のみならず地方への広がりを見せ、好調が続いているオフィス事業に加え、防災シェルター扉の展開により防災・防衛領域で次なる成長を見据える設備機器・パブリック事業など、オフィスメーカーの枠を超えたイトーキの成長戦略について対談しました。



「統合報告書2025」WICI ジャパン 統合レポート・アワードで「The Best Gold Award」を初受賞

当社の統合報告書が第1位に選定され、大賞を受賞しました。「統合報告書としての完成度が極めて高く、他の企業の統合報告の模範となる統合レポート」であるとの評価を得ました。



※なお、本資料は電子媒体のみとなります。



“働きたくなる工場” へ。 イトーキ関東工場、オフィスエリアを大規模リニューアル

製造拠点における人的資本経営を空間から実践する先進事例として、従業員の声から生まれた「Challenge to Craft」をコンセプトに、製造現場の新しい働き方をデザインし、働く一人ひとりの能力と意欲を引き出すとともに、組織全体のエンゲージメントと生産性の向上を目指していきます。



ワークプレイス事業



**製品・空間・ブランドの7件で
「2025年度グッドデザイン賞」を受賞**

Nii(ニー)、BITMAP(ビットマップ)、Parlamento(パラメント)、Centra(セントラ)、DAP with MediMonitor(調剤薬局向けピッキングシステム)、ITOKI DESIGN HOUSE 11F、東洋エンジニアリング 本社オフィス Bay Tech Makuhari



**生産性をAIで可視化、
イトーキ×松尾研究所が
生産性の共同研究を開始**

労働力減少社会を見据え、多様な働き方時代に求められる“生産性”を定義し、生産性の新たな評価モデル構築と計測手法の開発へ

設備機器・パブリック事業



**防災・防衛等を想定し、
地下シェルター向け特殊扉を開発**

部品調達および組み立てを全て日本国内で完結し、世界基準をリードする耐衝撃・気密水密・放射線遮蔽性能を実現



**ダルトン、名古屋オフィスを移転し
ワーキングショールームとして
オープン**

ラボは単なる作業場ではなく、知的創造空間へ。ブランド価値を高め、社員エンゲージメントの向上と、来場型営業による提案力の強化へ

株主優待制度による寄付のご報告

この度、2025年度の株主優待制度において「寄付」をお選びいただいた60名の株主様からの寄付金総額180,000円を、「緑の募金(公益社団法人 国土緑化推進機構)」へ寄付いたしましたことをご報告申し上げます。

寄付にご賛同いただきました株主の皆様には、厚く御礼申し上げます。



株主総会会場ご案内図



開催会場

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号

当社 大阪ショールーム 9階ホール

TEL (06)6223-3115



交通機関

地下鉄堺筋線

北浜駅

5番出口徒歩5分

地下鉄御堂筋線

淀屋橋駅

11番出口徒歩10分

地下鉄堺筋線

堺筋本町駅

12番出口徒歩5分

京阪本線

北浜駅

5番出口徒歩10分

バリアフリールート

北浜駅：4番出口 淀屋橋駅：9番出口（淀屋橋三井ビルディング）

堺筋本町駅：13番出口

※ 駐車場はございませんので、ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。

● ご要望に応じて、車椅子のサポート、座席への誘導等のお手伝いをさせていただきますので、受付にてお申し出ください。

株式会社イトーキ

本社：〒103-6113 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

日本橋高島屋三井ビルディング

TEL. 03-6910-3950 (代表)



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

